

橋本周辺広域市町村圏組合管理者が管理する個人情報の保護
に関する規則

平成 22 年 2 月 15 日

規 則 第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、管理者が管理する個人情報の保護について、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例(平成 22 年橋本周辺広域市町村圏組合条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の開始等の届出)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する事務の開始に係る届出は、個人情報事務届出書(様式第 1 号)により行うものとする。

2 条例第 7 条第 1 項に規定する事務の廃止又は変更に係る届出は、個人情報事務変更(廃止)届出書(様式第 2 号)により行うものとする。

3 条例第 7 条第 1 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所管部局の名称
- (2) 事務を開始し、廃止し、又は変更する日
- (3) 個人情報保護管理者及び個人情報保護責任者
- (4) 収集の時期
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(収集の明示方法)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する明示は、収集の際に文書又は口頭により行うものとする。ただし、法令等の規定により個人が申請又は届出その他これに類する行為を行う場合、当該行為の際明示を行ったものとみなす。

(個人情報保護管理者等)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項に規定する個人情報保護管理者は、橋本周辺広域市町村圏組合事務局の組織に関する規則(平成 21 年規則第 3 号)第 5 条に規定する事務局長とする。

- 2 個人情報保護管理者を補佐するため、個人情報保護責任者を置く。
- 3 前項に規定する個人情報保護責任者は、第1項に規定する個人情報保護管理者が掌理する所管部局の長又はこれに相当する職務を行う者をもって充てる。
- 4 個人情報保護管理者は、個人情報の収集等について、個人情報保護責任者を指揮監督する。
- 5 個人情報保護責任者は、個人情報保護管理者の命を受けて、所属職員を指揮監督するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(外部委託契約書等の記載事項)

第5条 条例第11条第1項の規定により個人情報に係る事務を外部に委託するとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、次に掲げる事項を委託契約書等に記載しなければならない。

- (1) 個人情報の秘密保持及び事故防止に関すること。
- (2) 個人情報に係る事務を外部に委託する場合は再委託、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合は業務の一部委託の禁止又は制限に関すること。
- (3) 委託目的外又は協定目的外の使用及び第三者への提供禁止に関すること。
- (4) 事故発生時の報告に関すること。
- (5) 立入検査の実施に関すること。
- (6) 個人情報の複写及び複製の禁止又は制限に関すること。
- (7) 前各号の定めに違反した場合における契約解除、指定の取消し、業務の全部又は一部の停止命令等の処置及び損害賠償に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
(開示等の請求書)

第6条 条例第21条第1項に規定する請求書は、個人情報開示等請求書(様式第3号)とする。

- 2 条例第 18 条に規定する訂正の請求をしようとする者は、前項に規定する請求書に訂正すべき事実の誤りを証する書面を添付しなければならない。
- 3 条例第 21 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 請求内容の区分
 - (2) 開示請求の場合は、開示の方法
 - (3) 請求者の電話番号
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
- 4 条例第 21 条第 3 項の規定により補正を求めるときは、補正通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

(請求者の自己証明)

第 7 条 条例第 21 条第 2 項に規定する必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証その他これらに類するもの
- (2) 法定代理人、条例第 14 条第 3 項若しくは第 4 項に規定する代理人又は遺族(以下「法定代理人等」という。)が請求する場合 法定代理人等であることを証明する書類及び当該法定代理人等に係る前号に掲げる書類

(開示等の請求に対する決定の通知書)

第 8 条 条例第 22 条第 1 項及び第 2 項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の開示をすることの決定 個人情報開示決定通知書(様式第 5 号)
- (2) 個人情報の部分開示をすることの決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第 6 号)
- (3) 個人情報の開示をしないことの決定 個人情報不開示決定通知書(様式第 7 号)

(4) 個人情報訂正すること又は訂正しないことの決定及び個人情報削除すること又は削除しないことの決定 個人情報訂正・削除請求決定通知書(様式第 8 号)

(5) 個人情報の目的外利用若しくは外部提供を中止すること又は中止しないことの決定 個人情報利用中止請求決定通知書(様式第 9 号)

2 条例第 17 条第 1 項及び第 2 項に規定する通知は、個人情報開示等請求拒否決定通知書(様式第 10 号)により行うものとする。

(開示等の請求に対する決定期間延長の通知書)

第 9 条 条例第 17 条第 3 項及び条例第 22 条第 3 項に規定する通知は、個人情報開示等決定期間延長通知書(様式第 11 号)により行うものとする。

(開示等の請求に対する決定期間特例延長の通知書)

第 10 条 条例第 23 条に規定する通知は、個人情報開示等決定期間特例延長通知書(様式第 12 号)により行うものとする。

(第三者の意見聴取)

第 11 条 条例第 24 条第 1 項の規定に基づき、第三者の意見を聴こうとするときは、第三者関係個人情報開示意見照会書(様式第 13 号)により行うものとする。

2 条例第 24 条第 2 項の規定による通知は、第三者関係個人情報開示決定通知書(様式第 14 号)により行うものとする。

(開示の方法)

第 12 条 条例第 25 条に規定する自己に係る個人情報が記録されている公文書の開示の方法については、管理者が管理する公文書の開示等に関する規則(平成 18 年橋本周辺広域市町村圏組合規則第 15 号)第 6 条の規定を準用する。この場合において、同条中「公文書」とあるのは、「自己に係る個人情報が記録されている公文書」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する公文書の開示を受けようとする者は、次に掲げる書面を提示して、本人又は法定代理人であることを明らかにしなければならない。

(1) 第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する通知書

(2) 第7条に規定する書類

(電磁的記録の開示の実施方法)

第13条 条例第25条の管理者が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するものに記録されている電磁的記録で、組合が保有する電子計算機その他の機器及び現に使用しているプログラムを用いて、紙に印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙に印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
2 1に掲げる以外の電磁的記録で、管理者が別に定める方法により視聴ができるもの	視聴

(苦情の申出の方法等)

第14条 条例第28条第1項に規定する苦情の申出に係る書面は、個人情報処理苦情申出書(様式第15号)により行うものとする。

2 管理者は、条例第28条第1項の規定により苦情の申出を受けた場合は、速やかに処理し、その内容を当該苦情申出人に対して、個人情報苦情処理結果通知書(様式第16号)により通知するものとする。

(費用負担)

第15条 条例第31条の写しの作成及び送付に要する費用として管理者が定める額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 複写機による写しの作成費用 橋本周辺広域市町村圏組合複写料規程(平成18年橋本周辺広域市町村圏組合規程第1号)第2条の規定による額
- (2) その他の方法による写しの作成費用 当該写しの作成に要した額
- (3) 写しの送付に要する費用 郵送料相当額

2 前項の費用は、前納しなければならない。

(運用状況の公表)

第 16 条 条例第 32 条の規定による運用状況の公表は、請求件数、決定の内容及び件数その他必要な事項を、組合のホームページ等に掲載して行うものとする。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

個人情報事務届出書

年 月 日

橋本周辺広域市町村圏組合管理者 様

（実施機関）

印

橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	
事務の名称	
事務の目的	
個人情報の対象となる者の範囲	
収集の方法と時期	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 定期的（ ） <input type="checkbox"/> 随時
個人情報の種類	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 親族続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻の有無 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 従前の住所 <input type="checkbox"/> 移転先の住所 <input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 家族構成 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職種 <input type="checkbox"/> 職位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 障害の有無・程度 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 資産内容 <input type="checkbox"/> 収入・所得 <input type="checkbox"/> 公的扶助の有無 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 課税の有無・額 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/>
電子計算機による処理の有無及び方法	<input type="checkbox"/> 有 方法 パソコンにて自己処理 <input type="checkbox"/> 無
記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 光ディスク・磁気ディスク <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 図面・地図 <input type="checkbox"/> 写真・フィルム <input type="checkbox"/>
事務開始日	年 月 日
所管部局	
個人情報保護管理者	個人情報保護責任者
その他参考となるべき事項	収集に応じる義務 有・無 根拠法令等 目的外利用等をする事についての本人の同意 有・無
備考	

様式第2号（第2条関係）

個人情報事務変更（廃止）届出書

年 月

日

橋本周辺広域市町村圏組合管理者 様

（実施機関）

印

橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
事務の変更（廃止）年月日	年 月 日	
事務の名称		
変更（廃止）の理由		
変更項目	変 更 前	変 更 後
所管部局		
個人情報保護管理者	個人情報保護責任者	
その他参考となるべき事項		
備考		

様式第3号（第6条関係）

個人情報開示等請求書

年

月 日
（実施機関）

様

郵便番号

住 所 _____

請求者

氏 名 _____

電話番号 _____

橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求内容の 区 分 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (郵送希望 有・無)	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除	<input type="checkbox"/> 利用中止 <input type="checkbox"/> 利用停止
請求に係る 事務の名称			
請求に係る 個人情報 の 内 容	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 親族続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻の有無 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 従前の住所 <input type="checkbox"/> 移転先の住所 <input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 家族構成 <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職種 <input type="checkbox"/> 職位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 障害の有無・程度 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 資産内容 <input type="checkbox"/> 収入・所得 <input type="checkbox"/> 公的扶助の有無 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 課税の有無・額 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
訂正・削除 中止の内容			
訂正・削除 中止の理由			

様式第4号（第6条関係）

補 正 通 知 書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



あなたが 年 月 日付けで提出された個人情報開示等請求書は、次のとおり不備がありますので、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第21条第3項の規定により補正を求めます。

つきましては、 年 月 日までに補正してください。

補正を求める 個人情報開示等 請求書の受理 日及び番号	受 理 日 年 月 日 受理番号 第 号
補正を要する 事 項	
添 付 書 類	
所 管 部 局 （補正書提出 先）	（電話番号 ）
備 考	

注 期間内に補正ができない場合は、所管部局まで申し出てください。

様式第5号（第8条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第22条第1項の規定により次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

開示請求された個人情報の件名・内容	
上記の請求に対応する公文書の件名・内容	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付（郵送）
開示の日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分 なお、この日時でご都合が悪い場合には、あらかじめその旨をご連絡ください。
開示の場所	
所管部局	（電話番号）
実費用	金 円也 内訳
備考	

注 個人情報の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。また、ご本人又は法定代理人等である証明等も必要です。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、橋本周辺
広域市町村圏組合個人情報保護条例第 22 条第 1 項の規定により次のとおり個人情報の一
部を開示することを決定しましたので通知します。

開 示 請 求 さ れ た 個人情報の件名・内容	
上記の請求に対応する 公文書の件名・内容	
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 写しの交付 (郵送)
開 示 の 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 なお、この日時でご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を ご連絡ください。
開 示 の 場 所	
開 示 し な い 部分の理由	により橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第 15 条 第 号に該当するため
所 管 部 局	(電話番号)
実 費 費 用	金 円也 内訳
備 考	

(注) 個人情報の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。また、ご本人又は法定代理人等である証明等も必要です。

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に橋本周辺広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合を被告 (管理者が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

様式第7号（第8条関係）

個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第22条第1項の規定により次のとおり開示しないことを決定しましたので通知します。

開示請求された個人情報の件名・内容	
上記の請求に対応する公文書の件名・内容	
開示しない理由	により 橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第15条第 号 に該当するため
所 管 部 局	電話番号 内線
備 考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に橋本周辺広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第8号（第8条関係）

個人情報訂正・削除請求決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました個人情報の記録の訂正・削除については、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第22条第1項の規定により次のとおり決定しましたので通知します

請求の区分	<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 削除
請求に係る個人情報記録されている公文書の件名		
請求に係る個人情報の内容	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 親族続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻の有無 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 従前の住所 <input type="checkbox"/> 移転先の住所 <input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 家族構成 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職種 <input type="checkbox"/> 職位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 障害の有無・程度 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 資産内容 <input type="checkbox"/> 収入・所得 <input type="checkbox"/> 公的扶助の有無 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 課税の有無・額 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/>	
決定した内容	<input type="checkbox"/> 訂正・削除します。 <input type="checkbox"/> 一部を訂正・削除します。 <input type="checkbox"/> 訂正・削除しません。	
	訂正・削除前	訂正・削除後
訂正・削除の内容		
訂正・削除する期日	年 月 日	
訂正・削除しないことと決定した部分		
訂正・削除しない理由		
所管部局	(電話番号)	
備考		

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に橋本周辺広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第9号（第8条関係）

個人情報利用中止請求決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました個人情報の記録の利用中止請求については、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第22条第1項の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供
請求に係る個人情報記録されている公文書の件名	
請求に係る個人情報の内容	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 親族続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻の有無 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 従前の住所 <input type="checkbox"/> 移転先の住所 <input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 家族構成 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職種 <input type="checkbox"/> 職位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 障害の有無・程度 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 資産内容 <input type="checkbox"/> 収入・所得 <input type="checkbox"/> 公的扶助の有無 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 課税の有無・額 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/>
決定した内容	<input type="checkbox"/> 目的外利用等を中止します。 <input type="checkbox"/> 目的外利用等を一部中止します。 <input type="checkbox"/> 目的外利用等を中止しません。
目的外利用等の中止の内容	
目的外利用等の中止の期日	年 月 日
目的外利用等を中止しないことと決定した部分	
目的外利用等を中止しないことと決定した理由	
所管部局	(電話番号)
備考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に橋本周辺広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第 10 号（第 8 条関係）

個人情報開示等請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました個人情報開示等請求については、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第 17 条第 1 項の規定により次のとおり、その請求を拒否することと決定しましたので通知します。

個人情報開示等請求書に記載された請求に係る事務の名称	
開示請求を拒否する理由	により 橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第 17 条第 1 項に該当するため
所 管 部 局	電話番号 内線
備 考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に橋本周辺広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、橋本周辺広域市町村圏組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

様式第 11 号 (第 9 条関係)

個人情報開示等決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報開示等請求については、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第 17 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の規定により次のとおり請求に対する諾否を決定する時期を延長しましたので通知します。

なお、決定を行ったときは、すみやかに書面で通知します。

開示等請求 内容の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除	<input type="checkbox"/> 目的外利用の中止 <input type="checkbox"/> 外部提供の中止
請求に係る 公文書の 件名			
当初の決定 期間の 終了日	年 月 日		
延長後の 決定時期			
延長する 理由			
所管部局	(電話番号)		
備考			

様式第 12 号 (第 10 条関係)

個人情報開示等決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました個人情報開示等請求については、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第 23 条の規定により次のとおり請求に対する諾否を決定する時 期を延長しましたので通知します。

なお、決定を行ったときは、すみやかに書面で通知します。

開示等請求 内容の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除	<input type="checkbox"/> 目的外利用の中止 <input type="checkbox"/> 外部提供の中止
請求に係る 公文書の 件 名			
開示等の請 求があつた 日から起算 して 30 日 又は 45 日 以内に開示 等の決定等 をする部分			
開示等の決 定等の期限 の特例を適 用する理由			
残りの個人 情報につい て開示等の 決定等をす る時期			
所 管 部 局	(電話番号)		
備 考			

様式第 13 号（第 11 条関係）

第三者関係個人情報開示意見照会書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報について、当該個人情報の中に、あなたに関する情報が含まれておりますので、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第 24 条第 1 項の規定により、当該個人情報の開示に対する意見を、同封の意見書により回答してください。

開示請求に係る 個人情報の件名・内容	
上記の請求に対応する 公文書の件名・内容	
あなたに関する 情報の内容	
回 答 期 限	年 月 日
所 管 部 局	(電話番号)
備 考	

様式第 13 号の 2 (第 11 条関係)

第三者関係個人情報開示意見書

年 月 日

(実施機関) 様

(意見者) 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る 個人情報の件名・内容	
上記の請求に対応する 公文書の件名・内容	
意見内容	<p><input type="checkbox"/>個人情報の開示について支障はありません。 <input type="checkbox"/>個人情報の開示について支障があります。</p> <p>(1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p> <p>(3) その他留意事項</p>

様式第 14 号（第 11 条関係）

第三者関係個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

あなたに関する情報が含まれる個人情報について、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第 22 条第 1 項の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の件名・内容	
上記の請求に対応する 公文書の件名・内容	
個人情報の開示 に係る決定内容	<input type="checkbox"/> 開示する <input type="checkbox"/> 一部を除き開示する <input type="checkbox"/> 開示しない
あなたに関する情報の 開示に係る決定内容	<input type="checkbox"/> 開示する <input type="checkbox"/> 一部を除き開示する <input type="checkbox"/> 開示しない
あなたに関する情報の 開示内容	
所管部局	電話番号
備考	

様式第 15 号（第 14 条関係）

個人情報処理苦情申出書

年 月 日

（実施機関）

様

（申出者）住所

氏名

㊞

電話番号

橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例第 28 条第 1 項の規定により、自己に係る個人情報の処理について、次のとおり苦情の申出をします。

申出の趣旨	
苦情の内容	
備考	

（注）実施機関が行った自己に係る個人情報の処理について、法令に定める不服申立てに該当するものについては、この苦情の申出のほか、当該処理が行われたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、当該法令の定めるところにより審査請求をすることができます。

様式第 16 号 (第 14 条関係)

個人情報苦情処理結果通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで申出がありました苦情については、次のとおり処理しましたので、橋本周辺広域市町村圏組合個人情報保護条例施行規則第 14 条第 2 項の規定により通知します。

苦 情 の 内 容	
苦 情 に 対 す る 処 理 結 果 の 内 容	
措 置 の 内 容	
所 管 部 局	(電話番号)
備 考	